美濃加茂市立地適正化計画による届出制度について

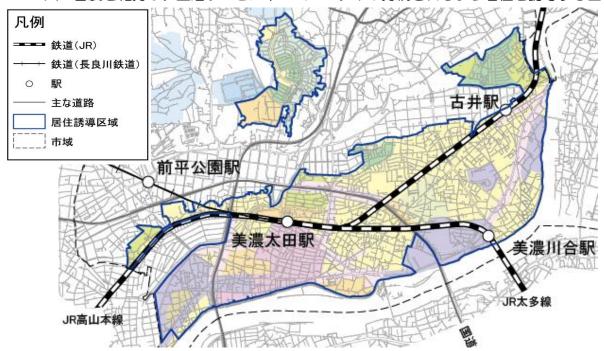
立地適正化計画(以下、本計画)は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づき、住宅や医療・福祉施設、商業施設等がまとまって立地し、今後人口減少が想定される当市において高齢者をはじめとするあらゆる世代の住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等に容易にアクセスできるよう、居住誘導区域や都市機能誘導区域を定め、ゆるやかに誘導するための計画です。

当市では、令和2年3月31日に本計画を公表いたしました。公表日以降は、都市再生特別措置法に基づき、住宅開発等や誘導施設の立地に関する情報等を把握するため、居住誘導区域外や都市機能誘導区域内外で一定の行為を行う場合には、事前に市長への届出が必要になります。

1. 立地適正化計画における誘導区域

【居住誘導区域】

人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続されるよう居住を誘導する区域



【都市機能誘導区域】

医療・福祉・商業などの各種サービスを持続的に提供するため、都市機能施設の維持・誘導を図る区域



※詳細な区域は、都市計画課窓口または市ホームページ(地理情報)でご確認ください。

2. 届出の必要な行為

以下の行為を行う場合、<u>行為着手の30日前までに市長への届出が必要</u>となります。 ※様式は市ホームページからダウンロードできます。

★居住誘導区域外で次に示す行為を行う場合

開発行為	・3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・1 戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、 その規模が 1,000 ㎡以上のもの	敷地面積 1,000 ㎡以上
建築等行為	・3戸以上の住宅を新築しようとする場合・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合	

★都市機能誘導区域外で次に示す行為を行う場合 ※下記、届出対象施設一覧表参照

開発行為	・都市機能誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為							
建築等行為	 都市機能誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 建築物を改築し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合 建築物の用途を変更し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合 							

★都市機能誘導区域内で次に示す行為を行う場合 ※下記、届出対象施設一覧表参照

開発行為	・当該地区では誘導しない都市機能誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
建築等行為	・当該地区では誘導しない都市機能誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、当該地区では誘導しない都市機能誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し、当該地区では誘導しない都市機能誘導施設を有する建築物とする場合
休廃止	・ 当該地区で誘導する 都市機能誘導施設を休止又は廃止する場合

◆届出対象施設一覧表

都市機能誘導施設の**開発**又は**建築行為**を行う場合(○印:届出必要 ●印:届出不要)

都市機能誘導施設		市役所	図書館	文化会館	体育館	生涯学習センター	コンベンションセンター	交流センター	高齢者交流センター	大規模小売店舗 ※1	病院	保健センター	高齢者福祉事業所	高齢者向け住宅	障がい者福祉事業所	子育て世代包括支援センター	保育園・幼稚園・こども園	銀行・信用金庫
都市機能	美濃太田駅周辺地区	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	0	•	•	•	0	•	•
誘導	古井駅周辺地区	0	•	0	0	0	0	•	•	•	0	0	•	•	•	0	•	•
区域内	蜂屋南地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	•	•	0	0	0	•	0	0
都市機能誘導区域外		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 店舗面積 1,000 ㎡以上が対象

都市機能誘導施設の休止又は廃止行為を行う場合(●印:届出必要 ○印:届出不要)

問い合わせ先 美濃加茂市建設水道部都市計画課 電話:(0574)25-2111 内線 419